

総務企画委員会記録
<第5号>

平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成27年3月20日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成27年3月20日 金曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後2時15分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について
- 8 乙第46号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 9 乙第47号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 10 請願平成26年第3号及び請願第1号、陳情平成24年第84号、同第85号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第22号、同第96号、同第97号、同第109号、同第112号、同第118号、同第140号、同第146号、陳情平成26年第28号、同第32号、同第72号及び同第106号

出 席 委 員

委員	長	山	内	末	子	さん
副委員	長	仲	田	弘	毅	君
委員		花	城	大	輔	君
委員		翁	長	政	俊	君
委員		具	志	孝	助	君
委員		照	屋	大	河	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		玉	城	義	和	君
委員		吉	田	勝	廣	君
委員		渡久	地		修	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		大	城	一	馬	君
委員		比	嘉	瑞	己	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部	長	平	敷	昭	人	君
総務統括	監	砂	川		靖	君
人事課	長	金	城		聡	君
行政管理課	長	石	垣	永	浩	君
税務課	長	佐次	田		薫	君
保健医療部薬務疾病対策課	班長	玉	城	宏	幸	君
商工労働部産業政策課	主幹	仲	松	則	夫	君
病院事業局県立病院課	長	津嘉山		朝	雄	君
教育庁参事		運	天	政	弘	君
教育庁教育支援課	長	識	名		敦	君

教育庁学校人事課長 新垣健一君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第40号議案、乙第46号議案及び乙第47号議案の9件、請願平成26年第3号外1件及び陳情平成24年第84号外15件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 それでは、乙号議案について、御説明いたします。

議案は、冊子の平成27年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）にございますが、説明は、お配りしております資料平成27年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

議案説明資料の1ページをごらんください。

乙第1号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、教員が学校管理下で行う緊急業務等に従事したときに支給される教員特殊業務手当の支給額を改めるため、条例改正するものであります。

具体的には、1 学校管理下における非常災害発生時等の児童生徒の保護・緊急防災・復旧業務、2 学校管理下における児童生徒の救急業務・緊急補導業務、3 学校行事で児童生徒を引率して宿泊を伴う指導業務又は週休日等に行う業務、4 休日等における4時間程度の部活動を行う業務、に従事した場合における教員特殊業務手当の支給額を改めるものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 提案理由で、学校の部活動に関する部分で現行の2400円を3000円にという形があるのですが、現実に部活動の先生たちの状況というのはどうですか。理由の中で教員の士気を高めるということがあるので、その支給額が少なくて教員の士気が上がっていないといったことも現実の教育現場の中ではどうでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 今回の見直しの背景ですが、文部科学省が真に頑張っている教職員に対しまして、士気を高めるためにそういった手当の見直しということが背景にあります。実際に学校現場で部活動等に従事している職員は数多くいますが、現在の手当が低いということで士気が上がっていないということではないと承知しておりますが、今後給与のめり張りをつけまして、より学校現場において教員の士気を高めるということが背景にあって導入されているものと理解しております。

○當間盛夫委員 文部科学省自体が、この時期に改正をするという意味合い的なものはありますか。

○新垣健一学校人事課長 中央教育審議会などから以前から、そういった教職員の給与の見直し等につきましては、いろいろな角度から提言を受けているところがございます。文部科学省におきましてもこれまでもそういった必要性から適宜見直しが行われてきていると思われれます。今回、これまでも支給されておりました部活動に係る手当等も含めまして、さらに25%のアップが妥当であるということで、そういった見直しが行われているということがございます。

○當間盛夫委員 ちなみに、この学校管理緊急業務や修学旅行等4号までありますが、全体的な割合からするとほとんどの先生方に該当するということですか。これをやる部分で、予算的に年間どのぐらいがどうなるのですか。

○平敷昭人総務部長 今回の見直しに伴いまして、予算上の影響は約1億2000万円ほどの増額になる予定でございます。

○**當間盛夫委員** 人数はどうですか。

○**平敷昭人総務部長** その業務に当たるといふのを踏まえて支給しますので、実績で申し上げますと平成25年度の支給教員数で1万1600名ほどになっております。

○**當間盛夫委員** 県内で1万1000名という形で1億2000万円ということですが、これは小学校、中学校、高等学校までの話ですか。

○**新垣健一学校人事課長** 小学校から高等学校まで、特別支援学校も含めてでございます。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 第1号で、非常災害発生時の復旧業務とありますが、その次、アのうち被害が特に甚大な非常災害で「人事委員会が認める業務」というのはどういうことですか。

○**金城聡人事課長** 条例第40条第1項第1号のうち被害が特に甚大で非常災害で「人事委員会が認める業務」という部分についてですが、非常災害が急迫した状態において行う非常災害に備える業務、または非常災害直後への復旧業務でその日において緊急に処理することを要するものについて人事委員会が認めているという形になっております。

○**渡久地修委員** 次に、児童生徒の負傷、疾病等に伴う救急業務というものがありますが、これは、例えば児童がけがをしたときに救急車を呼ぶなど、どこまで想定していますか。

○**新垣健一学校人事課長** 通常の業務の時間外に行われるということが今回の手当の対象でございますので、学校等で児童生徒が負傷、疾病が起こったとき、それに伴って病院等へ搬送する場合に長時間にわたりそういった対応があるということが想定されるところであります。

○**渡久地修委員** これは時間外ですか。

○新垣健一学校人事課長 教員には時間外という手当等の概念はないわけですが、基本的には通常の勤務時間を越えてそういった対応に当たった場合は、そういったことを想定しているものでございます。

○渡久地修委員 次のウもそうですか。

○新垣健一学校人事課長 基本的に同じでございます。

○渡久地修委員 学校管理下で行う緊急業務という点では、例えば災害発生時の保護などいろいろありますよね。そういった訓練というのは、教員は日常的にきちんと当然やられていると思いますけれども、そういうふうになっているのか、そして、次のイの救急業務というものも、教員が一定の救急の知識は持っているのか、その辺はどうですか。

○新垣健一学校人事課長 学校の安全につきましては別の課が所管しておりますので、確実なことは承知はしておりませんが、基本的に学校内における生徒児童等の安全につきましては、校長以下教員の業務に含まれているところでありまして、消防訓練一火災訓練あるいは救急を含めて各学校の実情において取り組んでいるものと理解しております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、県立病院の医療体制を強化するとともに、経営改善を図るため、医師、看護師、薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技師及び事務職の増員を行うことに伴い、病院事業局の職員定数を146人増員し、2880人に改正するものであります。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 説明資料を見ていると、内訳で臨床工学技士が特別に38名も新規採用になっていますが、これはどういう理由でこうなっているのでしょうか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 臨床工学技士につきましては、近年、病院の医療機器のメンテナンスが非常に高度化してきており、この数年間病院事業に数名採用してまいりましたが、より安全を確保するという意味で今回大幅な増員という形になっております。

○翁長政俊委員 このICU等含めて、病院に新たな機器が設備されたという理解でいいですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 新たなものと言いますよりも、これまではどちらかという看護師が中心になってやってきたのですが、手術現場などに設置されている機器につきましては専門の担当の者がよいということで、近年置きかわっておりまして、病院事業におきましても、メンテナンスについては専門の職員にやってもらおうということで増員を求めているところでございます。

○翁長政俊委員 これは特別な国家試験などの免許制度がある方が配置されているのですか。それが現実にあるのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 この資格につきましては、厚生労働大臣の免許を受けて実施することになっております。

○翁長政俊委員 講習か何か受ければ技師に認定されるのですか。それとも特別にきちんとした試験があって、その資格を有しないと出来ないというのですか。もう少し詳しく説明してください。

○石垣永浩行政管理課長 臨床工学技士は、そういう法律に基づいて試験を受け、厚生労働大臣の免許を受けて臨床工学技士という名称を用いて医師の指示のもとにこういった機器の操作及び保守点検を行うものです。

○翁長政俊委員 それと、医師が3名配置されることになりましたけれども、その内訳はどうなっていますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 概要で申し上げますと、6番のがん診療提供体制の充実強化というところがございまして、県立中部病院と県立宮古病院、県立八重山病院に1名ずつということで考えております。

○翁長政俊委員 がん対策の特別な先生なのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 がんと申しますより緩和ケアということで、そういった専門の医師を配置するような形になります。

○翁長政俊委員 がん疾病に関して特別なドクターを3名配置すると理解していいわけですね。今よく言われている医師不足で、産科、小児科の先生が足りないものを補充するという問題ではないわけですね。

○津嘉山朝雄県立病院課長 それとは異なります。

○翁長政俊委員 146名も増員がありますけれども、看護師に対してはトータルで39名です。今7対1看護の現状はどうなっていますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 7対1看護につきましては、県立南部医療センター・こども医療センターと県立中部病院で実施しております。

○翁長政俊委員 他の病院では、いつごろ導入するなどというきちんとした方針は立てられているのでしょうか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 7対1看護につきましては、より看護体制がよくなるという部分がございますが、経営に与える影響等もございます。それから、2025年に向かっていますいろいろな医療制度改革が実施されております。そのあたりも勘案しながら今見ているところがございますので、今、県立北部病院、県立宮古病院、県立八重山病院については導入時期などというものは決定しておりません。

○翁長政俊委員 どうして県立北部病院と県立宮古病院、県立八重山病院は7対1看護導入する方針がないのですか。もともと7対1看護というのは疾病患者のケアの問題もありますが、看護師のいわゆる負担の軽減というのも、ひとつあるだろうと思います。そういう意味では、県立北部病院、両先島においては看護師の負担はそう厳しくないと認識しているのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 そういうことではございません。厳しい環境にあるというのは承知しておりますけれども、経営の側面もどうしても見ないといけないというところがありまして、なかなか7対1看護にしますと、ペイできないというところがございます。一方では医療制度が変わってきており、7対1看護につきまして厳しくなってきていまして、制度そのものの運用について看護必要度を上げないといけないとか、本来では勤務関係という意味では導入したい部分ではありますけれども、なかなか導入までこぎつけていないところがあります。

○翁長政俊委員 看護必要度の問題というのは、全国的な話ですか。民間総合病院等ではほとんど7対1看護でやっておいでになるし、看護の確保についても7対1看護のほうがより病院における充足性がかなり確保されていると聞いておりますし、県立病院では看護師の過重労働を含めて厳しい状況にあるから看護師がなかなか集まらないという実態もあるというふうに私どもは理解をしているのですけれども、そういうもろもろの問題を考えてみても、7対1看護という体制のあり方は見直される方向にあるのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 7対1看護につきましては、逆に民間医療機関はかなり導入してきたのですが、看護必要度以上に7対1看護になってしまっ

いるという状況でして、国ではそこを少し整理しようということで全国的に制度の中で見直しが始まっているところです。

○**翁長政俊委員** 民間実態は詳しいことはわかりませんが、より7対1看護のほうが看護師の負担、さらには患者さんへのケアの問題が十分行き届いているという話になると、その体制がいいだろうと。しかしながら経営的に考えてみると7対1看護では労働に余剰が出るのでやらないほうがいいという形になると、県立宮古病院、県立八重山病院の独立行政法人化の問題も含めていろいろ議論があるところですが、新知事は今の体制でいくと、ますます7対1看護なんてものは経営的にはとんでもない話だということになるわけです。そうなってくると、医療の格差というものが私は出てくるのではないかと考えております。当然のこととして県立南部医療センター・こども医療センターと県立中部病院でそういう体制でやられているということであれば、県立北部病院、両先島も当然その制度の導入があるべきだと考えていますが、経営的な観点からこれができないとなると根本から違う話です。もともと、独立行政法人化の話が出たときには、経営実態に合わせて独法化にしたほうが7対1看護が導入しやすいということで、それがあある意味では県内の医療格差の問題を解消できると私どもは認識をしていたのですが、それが違うという話になると、そもそもの議論が覆っているのではないかとということになります、どうですか。

○**津嘉山朝雄県立病院課長** 当時、そのあり方について議論されていたころと環境が変わってきておりまして、国も7対1看護に対しては厳格な制度運用をしようという方向に向かってきております。病院事業としてそれを今やらないと考えているわけではなく、制度が改革されていく中で病棟などの単位でやるような方向に向かいそうですので、そういうところも見据えながら引き続き検討していきたいと考えております。

○**翁長政俊委員** 病棟でやるという方向性はどうなるのですか。もう少し説明してください。

○**平敷昭人総務部長** 7対1看護につきましては、体制を整えると入院基本料の算定などに加算されるということで経営にもプラスの影響があるという趣旨だったと思いますが、平成26年度の診療報酬改定で看護必要度の基準を満たす患者一要するにケアを物すごくやらないといけない患者の割合の基準などが新たに入ってきたようで、7対1看護にしても加算が必ずしもなされないという

制度の見直しがあったようでございます。そういうこともありまして、病院事業局ではどういふ対応をしようかと検討している状況でございますので、総務部としても病院事業局のいろいろな検討を踏まえて、体制について要望があった場合には、経営に資するかどうかも含めて慎重に見きわめて、病院事業局の要望も踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○翁長政俊委員 医療保険との問題があつてそうなっているのですか。医療行為を行つたら、それに対する点数制の加算の問題がありますよね。これが上がらないことで収益が落ちるからやらないという議論なのですか。

○平敷昭人総務部長 7対1看護の議論というのは、看護というサービスがより充実するという意味もありましたし、これをやることによって診療報酬の加算もあるということで、やればやるほど経営に資するのではないかという議論が当初あつたと思います。ところが、7対1看護を導入することによって、診療報酬の算定が必ずしも自動的に上がるわけではなくて、平成26年度からその患者の状況、重たい患者の割合について一定の基準が新たに導入されることになったのです。看護の必要度が低い患者さんが多いと、7対1看護にしても算定しないという制度の見直しがあつたということもありまして、病院事業局としてはその辺の対応をどうしようかと一要するに、病院によって重たい患者の割合が違うという状況のようですので、それを踏まえて検討しようということです。

○翁長政俊委員 これまでもこれからも、疾病の状況によっては軽い患者もいるし重たい患者もいるのは当たり前で、こういったことが混在しているのは常識です。そういう中で、沖縄県の医療という問題を皆さん方が考えたときに、県内はいわゆるユニバーサルであるべきであつて、統一された問題でなくてはいけないわけです。これが経営の状況、収支によって導入するかどうかということが判断される。さらには、国の医療報酬の加算によってその対象を決めていくということになると、沖縄県の医療の根本の思想や理念みたいなものはどうなるのですか。もともとこれはなかったという話です。こういったことを埋めていくということになると、これは県が医療報酬の問題が少々落ちたにしても、何らかの形で埋め合わせてユニバーサル的な医療を県内で確立していくという医療理念みたいなものがないといけないのではないのですか。国の制度によってふらふら動いていたら、話にならないのではないのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 7対1看護につきまして、実施していない県立北部病院であったり県立宮古病院、県立八重山病院についてはどうしても重症度の高い患者の割合が低いということもございまして、重症度の高い部分である県立南部医療センター・こども医療センターであったり中部病院では7対1看護という形で対応しているところであります。この辺の制度のあり方や県としてどうしていくのかということにつきましては、保健医療部との関係もございまして、そういったところと相談をしながら引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○翁長政俊委員 ここは総務企画委員会ですからなかなか深い議論ができないのですけれども、これまでやろうとしていた独立行政法人化の問題も含めてより経営度の高いという意味においては、独立行政法人化も7対1看護の問題も、定数が取っ払われますから、十分にやっつけられる体制になるだろうという部分での期待もありましたし、収益の改善というものも、那覇市の市立病院を例にとりますが、そういう形で大幅に変わっていくという実態もありますので、そういったことも期待していたのですが、新しい知事が出て今回のこの問題については県立でやっていくという方針を出されていますので、そこはそこであり方としては知事が判断されて県内各地で医療の問題が十分確保されていくという方針に立っておいでになるだろうと思います。ただ、看護という問題は大変大きな問題で、医師の確保も当然そうなりますが、県立宮古病院、県立八重山病院、県立北部病院における医療格差そのものです。重症度とか軽傷とかいう問題では県立南部医療センター・こども医療センターや県立中部病院でも混在しているのは当たり前の話であって、そういったことは理由にはなりません。理由になるとすればもっと違う理由を私は探すべきだと思います。ですから、定数の問題と絡めて7対1看護というのは県内において医療サービスという意味では大変大きな課題になりますので、そこはもっと十分に検討されて、沖縄県の医療体制はこうするのだという理念みたいなものがしっかり基本にあってそういう問題を議論していかないと、周囲の状況によって変わっていくというのでは話にならないだろうと思っていますので、ここはひとつ肝を入れて7対1看護の問題についても検討・議論を重ねていただきたいと思います。絶対に県立北部病院、県立宮古病院、県立八重山病院についても7対1看護で患者のサービス、さらには看護師の労働の軽減等を含めて真剣に考えるべきだと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 薬剤師が49名、臨床工学技士が38名になっていますけれども、薬剤師を委託していたのがなぜ今ごろ49名とか38名になってくるのですか。臨床工学技士というのは、高度な医療になればなるほど臨床工学技士の技術者が必要であるということは大体わかっているはずですが。ほかの民間病院に行くと、臨床工学技士というのがたくさんいるわけです。これを看護師に任せていて、医療のミスはあったのかどうか。だから今この38名が必要なのか。薬剤師の仕事はもちろん調合ですが、今までは委託していたのか、それとも医療法が変わってどうしても49名を採用しないとイケないのか。この辺を説明してください。

○津嘉山朝雄県立病院課長 臨床工学技士につきましては、高度化してきていますので必要度が高まっていますが、県立病院においてはなかなかこれまでそういった職員を採用してこれていなくて現実に職員はそれほどおりません。そういったところから、医療環境の安全面を確保するという意味で今回増員しているところです。事故があったかどうかについては、その点での事故ということは承知しておらず、カウントされておられません。薬剤師につきましては、患者への服薬指導の充実や薬剤に関する相談などとともに、今回平成26年6月に薬剤師法が改正され、服薬指導をしないとイケないということになりましたので、そういったことも含めて各病院にこれだけの職員を増員するという形になります。

○吉田勝廣委員 医療法の改正などがあって薬の副作用などを説明しなくてはいけないということですが、例えば、薬剤師法が変わって病院の中に薬局を置かずに委託をしています。沖縄県立病院では、その薬剤の関係は病院でやっているのとそうでないのとありますが、それは県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センターを中心とした各病棟にその薬剤師を配置するということですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 これまでは病院の中の薬局で仕事をしていて、なかなかそこまで病棟まで回れなかったというところについて、そういった業務もやっていくということで職員を配置していく形になっています。

○吉田勝廣委員 薬剤師法が変わってそうしないとイケないというときに、収支の問題があります。その薬剤師を49名ふやすことによって収支がどう変わる

か、臨床工学技士を配置することによって収入がふえるのかどうか。私は、ほかの病院では工学技士がよくやっているの、前からその必要性を感じていて、これを看護師に任せて事故が起きたときには大変なことになるだろうと想像していました。今回、こういうことをやってきたので、遅かったけれどもいいことだと思えます。収支関係については何かありますか。

○石垣永浩行政管理課長 病棟薬剤師についてですが、診療報酬の改正に伴って病棟薬剤師業務の実施加算ということで、この項目について年間5400万円の改善が図られるというものです。また、臨床工学技士38名の増員により、特定集中治療室管理料という人員体制を整えることで、改善額が年間1億9000万円と見込んでおります。

○吉田勝廣委員 38名の配置はどういう形ですか。

○石垣永浩行政管理課長 新たに配置する38名ですが、県立中部病院に13名、県立南部医療センター・こども医療センターに16名、県立北部病院、県立宮古病院、県立八重山病院にそれぞれ3名ずつの増員となっております。

○吉田勝廣委員 49名、38名の増員ということですが、そういう免許を持っている方々は県内にたくさんおられるのですか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 臨床工学技士と薬剤師につきましては非常に採用が難しい職になっております。薬剤師は県内に大学がございませぬし、臨床工学技士も2年後に学生が輩出されてくると聞いております。

○吉田勝廣委員 採用はしたいけれども、そういう免許を持っている方がいないのでどうするかというときに、その育成方法をどう考えるかという問題もあります。病院事業局としては、今後、採用したくても人が集まらなかつたらどうするのかというところまで考えていますか。

○津嘉山朝雄県立病院課長 両職種につきましては、単年度ではとても募集しても集まらないだろうと考えておまして、4年くらいをかけて段階的に採用していきたいと考えております。薬剤師等につきましては大学等がございませぬので、大学等を回ってぜひとも県の出身者やそういった方々に受験してもらいたいという形でアプローチしていきたいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の3ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、国民の権利利益の保護の充実を目的として行政手続法の一部が改正されたことに伴い、地方公共団体においても同様の措置を講ずる必要があるため、改正するものであります。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 権限を行使する根拠を相手に示さなければなりません。行政に権限を行使するときは、その根拠を行使される側に説明することは当たり前なので、今ごろこういう改正というのも不思議なのですが、これを講ずるといふのはどういう場合ですか。

○砂川靖総務統括監 行政指導をするときに、これまではその都度、行政指導の趣旨や内容といったものを相手側に明示していたわけです。事実、法令上の根拠を言うこともあったかもしれませんが、これまではそこまで求めていませんでしたが、今回の条例改正をすることによって、行政指導をする場合に趣旨、

内容等を明示するのは当然ですけれども、許認可等の権限行使の根拠も条例上明示することを義務づけるということで、そこに大きな違いがあります。

○吉田勝廣委員 非常にいいことだと思います。いいことですが、少し遅かったのかなと思っています。

もう一つ、行政指導、行政処分というものは非常に難しく、個人と行政との戦いといいますか、裁判では、証拠書類などということも出てくるので非常に大変です。問題は、皆さんがいう36条の3項、法令違反の事実を発見すれば是正のための処分等を求めることができることについて、法令違反の事実は誰が見つけて誰がどこにやっているのかというのを説明していただけますか。

○砂川靖総務統括監 誰ができるかということに関しては、何人もできるということです。これについても、事実的な行為としてはこれまでもあったと思います。一県民が法令に違反しているということで、県に処分を求めたり行政指導を求めたりすることはあったわけですが、今回はそれが条例上の手続として制度化されたということで、そうすることによってそういう求めを受けた処分庁は必要な調査をする義務が出てきます。調査をした上で、法令違反の事実が確認されたならばそれを是正するための必要な措置を講じなければならないような制度に入ってきたということです。

○吉田勝廣委員 これも非常にいいことだと思います。問題は、行政官庁の条例改正を県民にいかにしらせるかということです。この法令に違反をするというもののの中には行政庁や私企業も入ってきますか。

○石垣永浩行政管理課長 どういう方がした違反が対象かということですが、当然個人、そして法人かと思います。行政手続法や行政手続条例において、国等が国の機関等に対する処分等については、この法律または条例の適用除外であるといったこともありますので、今御質疑の答えとしましては、想定されるのは個人、または法人といった方々が対象になると思われます。

○吉田勝廣委員 法令違反が誰かというのは国とは行政法があるから違うということですが、一般の個人と法人とすると、違反の事実を発見したときに訴えるのは行政庁と書いてあるのでその市町村などの行政ですよ。例えば、沖縄県であればどこに不服申し立てを要請するのですか。

○石垣永浩行政管理課長 この場合は、行政処分や行政指導を行う権限を有する県や市町村です。そもそもの根拠法が法律にあるものについては、行政手続法に基づく行政処分や行政指導になります。各自治体が持っている条例に基づくものであれば、その行政手続条例です。沖縄県の行政手続条例は今回改正ですが、合わせて各市町村においても各市町村の行政手続条例という形で整備していると承知しております。

○吉田勝廣委員 同時に各市町村に、皆さんが行政指導をしているのですか。

○石垣永浩行政管理課長 各市町村に対しても、企画部の市町村課から指導して、そういった改正に向けた取り組みがなされているものと承知しております。

○吉田勝廣委員 条例や趣旨を徹底しないとなかなか理解できません。なぜ法律違反しているのかも普通はわからないかもしれません。県民の皆さんへの市町村の条例改正の周知はどうやって徹底させるのですか。大体準備はできていますか。

○石垣永浩行政管理課長 通常、条例改正しますと県の場合は公報に登載ということによっておりますが、今の御指摘の点も含めて、県の条例、また市町村の条例の県民の方々への周知を図っていきたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 行政指導となると、土木建築部などの各部署で行政指導的なものがあって、これからはその根拠を明示するという形になりますが、中止や処分を求めたりというものを、県と大まかに言うのですが、その窓口はあるのですか。窓口は総務部のどこかに出すのか、それとも処分を求める部署に出すということになるのですか。

○石垣永浩行政管理課長 今回の条例により、特段、県の中で新たな体制を構築するというのではなく、これまでどおり各部局が所管している法律に基づいて、そういった訴えの求めや行政指導の求めなどに一例えば、農地法というものがございします。農地を転用したり、農地を売買したりする場合には許認可が必要になりますが、これは農林水産部の所管になります。仮に、どこかの農

地が許可もなく転用されていることを第三者がおかしいといった場合には、当然県の農林水産部が窓口として対応していくというように、それぞれ所管しているところが窓口として対応することになります。

○**當間盛夫委員** 今までであれば反論的な部分の苦情や匿名の通報でしかなかったという形になると似通ったことになるわけですよ。今いう土木建築部や農林水産部などへ中止や処分を求めるということになるのと、結果的にそこと対峙するわけですから、その部署ではなく第三者的な部分のあり方を求めてきます。その部分で、例えば申し出はしたが、そこが机の上に置いてしまっているというよりは、窓口があって、その中止や処分ということをしつかりと受けて、その部署とその後どうしていくというようなあり方が公平になるとは思います。その辺の認識はどうですか。

○**石垣永浩行政管理課長** 今回、法律改正により法制上の手続が明確化されたわけですが、その求めに応じて行政側も必要な調査をして、それがおかしいということが確認できれば許可の取消等必要な措置を講ずるということですので、新たな窓口という体制はまだ想定していませんが、仮にどこかに来たときにはその所管はあちらですという形で対応していく予定です。行政としても必要な調査を行うことが今回義務づけられますので、ただそこでほっておかれるということはないかと思えます。

○**當間盛夫委員** 条例上の手続ができるということで条例が変わったわけですから、県民の訴えという部分は真摯に受けて県はこういう体制でいくのだということを、皆さんは広報で言うということでしたが、その辺は明確に整理しながらやられたほうがいと提言しておきます。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の4ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、法令に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、医薬品医療機器等法の一部が改正され、医療機器の販売業及び貸与業の許可に関する事務等が保健所を設置する市の事務とされることから、条例で定める事務の一部を削除するものであります。

以上で、乙第4号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 旅券法に関してですが、従来、我々沖縄県の南北大東村、伊平屋村、伊是名村を含めた離島圏において、地域からの行政サービスとして大変求められた事業です。今回、南城市と西原町を対象に旅券業務が県から市町村に移譲されるということですが、県41市町村であとどれぐらいの市町村が残っているのですか。

○石垣永浩行政管理課長 旅券法につきましては、今回の南城市と西原町を含め41市町村のうち35市町村が権限移譲となります。残り6市町村については現在調整を進めながら権限移譲に向けて取り組む予定です。

○仲田弘毅委員 残り6市町村に関しては、本庁の旅券センターへの交通アクセス等を含めてそんなに不利益をこうむらないような地域と理解してよろしいでしょうか。

○石垣永浩行政管理課長 具体的には、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、八重瀬町、中城村という6市町村がまだ行っておりません。中城村は少し離れていますが、那覇近郊の市町村についてはそれほど不便性を感じないというところもあるかと思えます。そういった市町村についても、調整を進めながら権

限委譲が行われるように取り組んでまいりたいと思います。

○仲田弘毅委員 規制緩和や権限委譲がどんどん進められている中において、残り6市町村は余り不便をかこっていないということですが、この地域においてはそのまま権限委譲がないということも考えられますか。

○石垣永浩行政管理課長 詳細の交渉状況といったところは私も把握しておりませんが、県としましては、那覇市であっても同じ那覇市に旅券センターという手続をするところはございますが、そういった取り組みも含めた多くの事務について身近な住民サービスをやるのが、その基礎自治体である市町村においては重要であると思いますので、そういう方向に向けて取り組んでいきたいと思います。

○仲田弘毅委員 旅券法ともう1件の権限委譲に関してですが、医薬品医療機器等法の一部改正というのは具体的にはどのような内容ですか。

○玉城宏幸薬務疾病対策課班長 医薬品医療機器等法というのは、旧薬事法でございます。

○仲田弘毅委員 具体的にはどういった法律が適用されるかということです。

○石垣永浩行政管理課長 今説明がありましたように、旧薬事法という名称でした。それが医薬品医療機器等法という読み方がややこしい名称になっておりまして、これについて法律の改正を含め旧薬事法からの名称改正が平成26年11月に行われております。この法律では、医薬品や医薬部外品、化粧品等といったものの品質等に関する研究開発を促進するための必要な措置ということを目的として制定している法律でございますが、旧薬事法よりも今の名称がより端的に示しているということで、そのように名称を変えたものです。

○仲田弘毅委員 移譲に関する事務について、那覇市で削除というものがあるのですが、これは那覇市が県にかわって保健所を設置したということとの兼ね合いもあるのでしょうか。

○石垣永浩行政管理課長 那覇市が中核市となっておりまして、中核市が設置する保健所については法律で定められることとなりますので、県の条例から削

除して法律での位置づけになるというものです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 高度管理医療機器等の販売や高度な医療機器を貸す許可に関する事務について、保健所がある那覇市に県が委譲するということですが、高度管理医療機器というものはこれまで県が許認可していたのですよね。この高度管理医療機器というものはどういうものを指すのですか。高度という名称を使う以上、例えば機器が何億円以上などの規定があると思うのですが、それを説明してください。

○玉城宏幸薬務疾病対策課班長 高度管理医療機器というのは、医療機器であって副作用または機能の障害が生じた場合において、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、その適切な管理が必要なものとして厚生労働大臣が薬事食品衛生審議会の意見を聞いて指定するものをいいます。例えば、心臓カテーテル付の検査装置や機械式人口心臓弁、コンタクトレンズなどもそれに含まれています。

○吉田勝廣委員 その一覧表を後で私に下さい。法律はそうだと思いますが、今聞いても副作用や機能不全など、意味がわかりません。例えば、レントゲンやCT、それから県立中部病院が持っている放射線医療機器、カテーテルやコンタクトレンズも含むわけですから、種類は相当幅広いのではないかと思います。種類で言えば、この医療機器は何種類ありますか。

○玉城宏幸薬務疾病対策課班長 医療機械器具類は84種類、医療用品で6種類、歯科材料で9種類、衛生用品で4種類、動物専用医療機器で12種類となっております。

○吉田勝廣委員 それをリースする会社や販売業者の職員や会社員は、その機器を販売するわけですからそれなりの学問的な知識を持っていないとは思いますが、販売業者は免許を持たなくてはいけないとか、購入した人は臨床工学技士などを採用しないとイケないなどという制約はあるのですか。

○玉城宏幸薬務疾病対策課班長 医薬品医療機器等法の中では、販売業という

ものを設定しております。それから、販売する各営業所に管理者というのを置くことになっています。

○吉田勝廣委員 その管理者はどういう免許というか、細部の知識を持っているのですか。これは身体にかかわるものなので、売る側もリースする側もそういう知識を持っていますか。

○玉城宏幸薬務疾病対策課班長 資格は必要になります。薬剤師であるとかある一定の講習会を受けて修了した者と定められております。

○吉田勝廣委員 関係病院からいろいろ情報を聞くと、医療器具の販売やリースにかなり問題があると思っています。民間には今県が採用する臨床工学技士がいないので、そのメンテナンスなどいろいろあって大変だと思うので質疑したわけです。終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 新旧対照表を見ているのですが、20ページの提出議案の概要では旅券法、水道法など全てありますので、この新旧対照表で説明したほうが非常にわかりやすかったです。これを見て、旅券法、児童福祉法、家庭用用品表示法など、このように変わりますということを言えばすぐに理解できたと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 旅券法については協議が調った市町村という形ですが、残り6つは近くの市町村ですよね。ところが35市町村というのは、移譲することで旅券の事務をする職員であったり事務的なものがふえるてくるわけです。では、このことで負担がかかる市町村と近いからということでやらない市町村の差はというふうな根拠づけるのですか。

○砂川靖総務統括監 地方分権の流れの中で、住民に身近な事務はなるべく市町村におろそうという大きな流れがあるわけです。事務処理の特例制度という

のも、この流れの一環としてあるものです。県と市町村が協議した上で事務を移管するわけですけれども、当然そのときには県から交付金が支給されます。旅券法の例で言えば、1件当たりの所要額を算出して市町村に交付金を支給するわけですが、近郊の市町村だから特に移管しても問題ないだろうという御発言もありますが、事務を移管することによって住民の側から見ればワンストップサービスが可能になるわけです。例えば、旅券を申請するときには戸籍謄本なども必要になりますが、それをとりに市役所に行ってさらに旅券事務所に行くというような手間が1カ所で作業が終了するというメリットもございますので、なるべくそういったサービスは市町村に移管し、その上で必要な交付金、さらにそのノウハウ等が必要であれば人的支援ということを行っていかうというのが県の基本的な考えです。

○**當間盛夫委員**　そういう事務的支援を含めて国からの交付金がおおりるというあり方で、わざわざ那覇に来てまでという部分を移管していくのは当然だと思いますが、残り6市町村への移管も頑張るといことがわからないのです。結局、必要としていないからやらないわけですよ。ですから、事務移管というのはそういう考えであるのかという話です。自分たちのところは必要ない、ましてや人員的なものをふやしてまで移管することはしないとすると、だんだん矛盾してくるのです。では、この沖縄県の事務処理の特例に関する部分は、今の旅券法、それから児童福祉法で10、電気用品安全法で45などとなっていますが、全体的に特例のものほどのぐらいあるのですか。

○**砂川靖総務統括監**　沖縄県の事務移管数は、市町村を含めて6148件移管しております。

○**當間盛夫委員**　6000余り移管しているわけですね。ではこれから移管する予定のものや受け入れが調った市町村など、この事業的なものはあとどのぐらいありますか。何か限度があるのですか。

○**石垣永浩行政管理課長**　トータルの事務数が幾つというのは今わかりませんが、県の中では行財政改革プランということで平成26年度からスタートしておりますが、その中の一項目として権限委譲という項目を目標としております。その新たなプランの計画として、事業事務数掛ける市町村数という掛け算になりますが、4年間で2000件という目標を掲げております。

○**當間盛夫委員** 県の行財政改革の中でそれだけ委譲していこうというからには、皆さんも受け入れをする市町村に対して、いろいろな協議だけではなく、受け入れるための事務的な流れの中で、県職員を派遣したり市町村職員を呼んで講習会などをやっているのですか。

○**砂川靖総務統括監** 一連の流れで申し上げますと、6月ごろに全市町村に対して委譲希望調査というものを行い、7月ごろには希望する市町村を対象に事務内容の説明会を開きます。8月から9月にかけて、市町村から希望のある事務を中心に県の関係各課を通して市町村と協議を行います。年明けの1月から3月にかけて県の関係各課による委譲に向けた研修の実施や事務引継等を行って、事務を移譲していくという流れになります。

○**當間盛夫委員** 毎回こういう形で、市町村にこれが事務移管されましたというものが出てくるのですが、4年間という期間でしっかりと各市町村と協議をして、事務移管できるものはやるという目標的なものが見えてくるといいと思います。毎年こういう形で、今回はどこがこうとりました、ああとりましたというよりは、行財政改革という県の大前提があるわけですから、そのことを含めて市町村の事務移管に関してはこういうスケジュールでやっていくというものを明示したほうがいいのではないかと考えております。提言して終わります。

○**平敷昭人総務部長** スケジュールとして毎年幾らという明確なものは年度ごとにはないのですが、地域に身近な行政はできるだけ住民に最も近い市町村で行うというのが、やはり住民サービスの向上という意味で好ましいわけですから、市町村の理解を得て、引き続き積極的に移譲を進めてまいりたいと考えております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の5ページをごらんください。

乙第5号議案沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、小規模企業者等設備導入資金助成法が廃止されることに伴い、同法に基づく特別会計により行う事業を引き続き実施するためには、条例により特別会計を設置する必要があることから、条例を改正するものであります。

改正概要としましては、条例の別表に新たに沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計を追加するものであります。

以上で、乙第5号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の6ページをごらんください。

乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、新たに設備等の使用料や申請手数料の徴収根拠を定めるとともに、既存の手数料の額の適正化及び廃止、その他所要の改正を行うものであります。

改正概要としましては、海洋温度差発電実証試験設備等の使用料の徴収根拠を定めるとともに、工業技術センター手数料等の額の適正化や、農業研究センター手数料を廃止するほか、法令改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

す。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 海洋温度差発電実証実験の使用料は新規となっておりますが、この施設はもう設置されているのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 沖縄県では、平成24年度事業で海洋温度差発電の実証試験設備を、久米島町の沖縄県海洋深層水研究所の敷地内に整備しております。

○翁長政俊委員 これはどれくらいの出力があるのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 最高50キロワットのタービンが2基ついておりまして、合計100キロワットになっております。

○翁長政俊委員 具体的な内容が余りわからないのですが、設置に対する予算措置はほとんど国庫だったのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 平成24年度事業の沖縄振興一括交付金事業でございます。

○翁長政俊委員 これは海洋深層水に使用する目的ではないと思いますが、設置目的は何ですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて、地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及によるエネルギーの地産地消を推進しております。エネルギー使用に伴う環境負荷の低減もあわせて図ることとしております。この中で、地域特性に合ったエネルギーの一つとして海洋温度差発電の実証設備を平成24年に整備したところでございます。

○翁長政俊委員 これは、海洋温度差発電で発電されたものを深層水の事業主体に売電しているのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 売電ということではございませんが、公共の系統に接続はしております。

○翁長政俊委員 もう少し具体的に説明してください。

こういう実証実験を行ってここから生み出される電力については、本来であれば売電をするか—太陽光であっても売電をします。売電をして、それがどれくらいの事業ペースに乗るのかということが本来の実証実験の目的、さらにはクリーンエネルギーとしてこれが実用化できるのかどうかといったことをきちんと検証することが実証実験の本来の目的だと思うのですが、深層水にこれをただで出して、これが事業化にどうつながっていくのかについては、どのように実証するのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 久米島の実証設備では、合計100キロワット相当の設備ではございますが、実証試験のための稼働ということで不規則な運転をやっております、実際にその設備で使用する電力は賄われてはおりません。発電はしているのですが、これは海洋深層水研究所の電力として電力をもらって稼働している状況でございます。こういった中で、実は、海洋温度差発電はまだ実証段階の技術でございます、電力そのものはまだ発電して売電ができるほどの設備にはなっていないという状況でございます。

○翁長政俊委員 50キロワットのタービンが2基備わっていて、100キロワットの発電をするという計画のもとで実証実験が行われていますが、今、現実に発電されているのは平均すると何キロワットぐらいですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 日に換算しますと、30キロワットアワーぐらいの発電量でございます。

○翁長政俊委員 30キロワットアワーといいますと、一般家庭ではどれくらいの戸数が使える量なのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 一般的な家庭ですと、大体3世帯分ぐらいになる

うかと思えます。

○翁長政俊委員 これに幾ら投資したのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 平成24年度の沖縄振興一括交付金事業で建設に係る費用でございますが、4億3524万9000円でございます。

○翁長政俊委員 このうちの県の負担分は幾らですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 そのうちの2割が県の負担となります。

○翁長政俊委員 2割というのは幾らですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 8704万9000円となっております。

○翁長政俊委員 実証実験ですから、費用対効果一ビー・バイ・シー等で推しはかることはなかなか難しいと思いますが、県費を入れてやっている実証実験で、現実に日量にすると3軒ぐらいの家を賄うだけの電力しかつくれていなくて、沖縄振興一括交付金でやる優先順位の課題からしてみるとこれは実際どうなのですか。たくさん需要がある沖縄振興一括交付金を活用する事業の中で一これは、将来的に使えるという見込みがあって実証実験は行われているかとは思いますが、現実に沖縄県でやる事業として優先度が高い話なのですか。

○平敷昭人総務部長 海洋温度差発電につきましては、沖縄のエネルギーの自給自足を図るという観点から、特に離島のエネルギー問題もあるかと思いますが、沖縄振興の観点で必要な取り組みとして事業に取り組んだものと考えております。

○翁長政俊委員 部局が違うのでなかなか詳しい内容については答えられないかと思いますが、ただ、沖縄振興一括交付金を使って需要のある事業がたくさんある中で、この種のものは費用対効果一ビー・バイ・シーで言えば課題が残るだろうと思っておりますので、そこはもう少しきちんと整理をしてチェックをする必要があるのではないかと考えております。

もう一つは、沖縄県は海洋県ですよ。

○平敷昭人総務部長 海洋島嶼県と言われます。

○翁長政俊委員 海洋島嶼県、まさに海に囲まれて海とかかわって沖縄はやってきました。そういう意味では、海洋温度差発電についても理解はしますけれども、沖縄県で海洋にかかわる県の施設というのはどれくらいありますか。産業、文化でもいいです。

○砂川靖総務統括監 県の施設で申し上げますと、農林水産部の海洋技術研究センター—これは、昔の水産試験場です。それから、本部町にあります栽培漁業センターの2つになると思います。

○翁長政俊委員 この中に海洋深層水研究所も入りますか。

○砂川靖総務統括監 農林水産部が所管しております海洋深層水研究所もそのうちの1つかと思います。

○翁長政俊委員 私が構えてこのことを聞くのはなぜかと言いますと、いわゆる産業面においての一つの海洋県として、もっと多角的な海の使い方というものをしっかり考えていただきたいということが1つです。ここになかなか目がいていないのです。産業としてどう海とかかわっていくか。そしてもう一つ文化面でいきますと、沖縄には海洋に関する文化がありません。何かありますか。施設という意味では沖縄美ら海水族館がありますが、あれは国の施設ですよ。県の施設で文化に関するものがありますか。

○砂川靖総務統括監 県立博物館・美術館の展示の一部には、そういう海洋文化関係の展示もあると理解しております。

○翁長政俊委員 私がここで提案したいことは、海洋ミュージアムをぜひ沖縄に特別につくってほしいと思います。海とこれだけかかわってきた海洋民族という沖縄の、ある意味ではいろいろな文書の中にそういった問題がよく出てくるのではないですか。そういう意味では、海洋ミュージアムみたいなものがあるって、沖縄と海とのかかわりというものがもっと文化的に発信されてもいいだろうと考えているのですが、どうもそこに着目がないのです。そこに着目をして、沖縄振興一括交付金を使って何かやる新たな発想はありませんか。

○平敷昭人総務部長 総務部としてこの事業をやりたいということは申し上げにくいのですが、かかわる部としては文化観光スポーツ部あたりになるのか、そこはわかりませんが、沖縄振興一括交付金の使い道に関しては各部で新規事業も含めて検討していく中でそういうものの発想なり、また、事業は熟度を上げて着手しないことには途中でうまくいかないこともありますので、その辺の御提言も踏まえて各部で検討していただければ、総務部としては対応してまいりたいと思います。

○翁長政俊委員 この場所でしか聞くところがないので聞かせてもらっているのですが、総務部が県の沖縄振興一括交付金の元締めをやっているのです、いろいろな事業が各部署から上がってきますとその精査も含めて恐らく総務部でチェックをしながら内閣府に上げていく作業をやっていると思いますが、そういう意味では海洋ミュージアムみたいなものを沖縄の一つの、観光、文化と絡めた何らかの形での、発信の仕方というものが必要だと思っていますので、ぜひそれを念頭に入れて、今度は海洋温度差発電も実証実験で具体的にこれが県民生活に実用化できればなおいいことだと思いますが、そういったものも含めて一つ御提言を申し上げておきます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 少し関連しますが、海洋温度差発電実証実験の施設だけで約4億円ということですが、今までこの施設に投入した総予算というのは大体幾らぐらいですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 事業名は、未利用資源エネルギー活用促進事業という事業でございますが、平成24年度から3年間の合計で5億5000万円程度となっております。

○吉田勝廣委員 海洋深層水と海洋温度差の発電をタイアップして研究しているのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 海洋深層水の利活用の手段の一つとして実証実験を行っております。

○吉田勝廣委員 海洋深層水が何度で、表層水が何度ということがエネルギーの発生源ですが、沖縄としてはそれに適していたのですか。3年間実証実験を行って、その温度差が実用化できるまでのプロセスというのは大体わかっているのですか。

○仲松則夫産業政策課主幹 海洋温度差発電の適地としましては、沖縄県と小笠原諸島の一部と言われております。実際に実証実験を行っている中で、沖縄県では海洋の表層水が平均20度程度、海底から上がってくる深層水の水温が約9度程度ですので、11度程度の温度差がございます。最高では25度から30度ございますので、季節によりますが海洋温度差発電がうまく発電できるという状況でございます。

○吉田勝廣委員 大体、海洋深層水は一定していますよね。ハワイでは深層水が7度や6度で、表層水も高い温度です。私はハワイに1982年に行ったのですが、深層水は非常に有効活用されていますが、海洋温度差発電を実証しようとしてもなかなか成功していないのです。それをなぜ沖縄でやるのかと疑問は持っておりましたが、恐らくこれは5年や何年というめどをつけないと、そこがずるぺたならどうしようもないと思います。しかも、温度差というのは、仲松産業政策課主幹が言うように変化が激しいのです。例えば、今20度と言いましたが、沖縄の表層水の平均温度は22度ぐらいです。これが30度や35度まで上がったりますのです。エネルギーからするとまさに発電が風によって影響される風力発電と一緒にです。そういうことが成功するかどうかについては外国がどういう研究をされていて、沖縄や小笠原が適していると言ったとしても、それが本当に実現可能かということを見分けながらやっておかないと、先ほど翁長委員が言ったように研究の成果が得られないのではないかと思います。これは平成24年から平成26年までやっているのです、この研究をすることは非常にいいことだと思いますが、あと何カ年で成果が出なければやめるなどという見通しを立ててやらないと、大きな失敗を繰り返して無駄な投資になる可能性もあるのではないかという思いがあるので、そこはぜひ担当できちんとやっていただきたいと思います。

○仲松則夫産業政策課主幹 委員のおっしゃるとおり、久米島において実証事業を約2年間行ってまいりました。海洋温度差発電の技術的な実証としては、実用化に向けて一定の成果は得られたと考えております。しかし、発電効率の向上や建設コスト、ランニングコストの削減を含めた経済性の確立などが依然

として課題になっていることも事実でございます。沖縄県としましては、引き続き研究機関や関連企業と連携しながら海洋温度差発電の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 例えば、1キロワット幾らと生産ベースでいきますと、それが本当に可能かどうか一私は、研究して、それがエネルギーとして成功することは間違いないと思います。果たしてそれが営業に適しているかどうかというのは、効率なのです。例えば、今よく言われている原子力発電—原発や火力発電、クリーンエネルギーはみんながやっています。原発は、その立地条件の中で原発をつくるものは入れないから安くなるといったことでやっています。ですから、こうして初めて実用化に向けてやっているのです、なぜハワイでは失敗したのかということも研究していただいて、そうでなければ、沖縄県の優先順位もあるので、優先的にそれを研究する必要があるのか、それともこれは国家プロジェクトとして全て100%国がやるべきなのか。今、宮古島ではバイオエネルギーの研究をしていますが、それと同じように国家プロジェクトとしてやるのでしたら結構です。小笠原と沖縄にしかないからという発想で研究するのならいいと思いますが、見通しがないとだめだと思いますので、そこはきちんと見通しを立ててやってもらいたいというのが私の意見です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第40号議案包括外部監査契約の締結について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の7ページをごらんください。

乙第40号議案包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

この議案は、平成27年度の包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

契約金額の上限を1051万9000円と定め、契約の相手方を公認会計士友利健太氏とするものであります。

以上で、乙第40号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第40号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 上限というのはどういう意味ですか。

○平敷昭人総務部長 契約金額の上限額ということで議決をいただいているものです。

○玉城義和委員 上限が書いてある意味です。

○石垣永浩行政管理課長 包括外部監査契約費用の積算については、基本費用というものと執務費用—実績日数や監査人及び補助者という形で行います。精算をするときには、そういうものを見ながら確定するものですが、その上限ということで1051万9000円としているものです。

○玉城義和委員 最低限を定めるならわかるのですが、例えば、たくさん費用がかかって1051万円では済まないということは起こり得ないということですか。

○石垣永浩行政管理課長 1051万9000円という上限を定めておりますが、これまでも平成11年度から包括外部監査制度というものを沖縄県でも導入しております。実際には、監査人の方が弁護士や公認会計士、補助者としてもいろいろな方々を活用しておりますので、実際にはそれ以上の金額になりますが、上限額という範囲内での契約になっております。

○玉城義和委員 実績としては、いつも上限ぎりぎりですか。それとも、もっと下ですか。

○石垣永浩行政管理課長 1051万9000円という予算ですけれども、決算の数字としましては、例えば、1051万8000何百円という積算もあり、常にぎりぎりの

範囲内での確定額になっております。

○玉城義和委員 必要経費がもっと上がって余計な負担をしたということもあり得るわけですか。

○石垣永浩行政管理課長 上限額を定めておりますので、その調査の内容等によって一こちらでは、監査人と補助者の執務日数を述べ100日という形で見積もっております。しかし実際のところはほかに印刷製本費などもあり、100日を越えた形になると当然それ以上の費用が出ますが、当初の契約どおりの上限額の範囲内ということになります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 包括外部監査は行ってから何年ですか。

○石垣永浩行政管理課長 平成11年度からスタートしておりますので、今年度で16年目です。

○當間盛夫委員 包括外部監査で指摘されてくるものには、我々議会では政務調査などがありますが、行政的なものがあつたときにはこういう形で措置したというものを公報で出していると思います。その状況として、皆さんからもらった資料を見ていると平成26年の5月に平成22年度、平成23年度、平成24年度の包括外部監査の措置の内容が出てくるのです。通常、そのことを2年かけてやるものがあつたとしても、なぜ平成26年度の時点で平成22年度の措置が公表されるのかわからないのです。2年としても、その2年後なりにそこまで期間を置かずに、こういう形の措置を行ったというものがあつてしかりだと思うのですが、この状況はどうなのですか。

○石垣永浩行政管理課長 平成26年度の5月に公表しましたのは、平成24年度以前の包括外部監査委員からの指摘に対する措置です。指摘の内容によって、措置済みというものは公表しています。指摘の趣旨を条件等で改善できないものについては、引き続き措置できるような形で今も継続しています。これは平成22年の包括外部監査の中で、そのときの包括外部監査のテーマが過去の包括外部監査の措置状況についてということで、平成11年からそこまでの間につい

てきちんと措置されているか洗い出しの作業を行うようにという報告がございました。それを受けて、現在も平成11年度までさかのぼって、措置をしたものについてはやっけて、措置がされていないものについては引き続きその改善が図られるような取り組みを継続して行っているというものです。

○**當間盛夫委員** それ以前に行った当初の措置の内容や、その後こういう措置をとったという平成13年度の包括外部監査の報告に関しては、流れがこういう形になったということ踏まえてやっけています。これは継続的にやっけたほうがいいと思います。平成23年度や平成24年度のものを見たら、それがいいのです。これは後づけになってくるのですか。今言っことは平成22年度の包括外部監査で以前のを指摘された部分があったからそのようなやり方なのか、それ以降のものを見たら監査意見や監査結果ということ踏まえて、監査結果の意見に係る措置という項目だけなのです。これを皆さんは努めたと言っけていますが、指摘した監査委員がこのことに対してどうなのかという当初の措置を言う中で、皆さんがどう改善したのかということをやらないと、指摘はしました、努めてやりますという形だけで終わっけていないかということなのです。

○**砂川靖総務統括監** 県としては、指摘された事項について真摯に検討し改善を講ずるべきものについては措置を行います。中には指摘されても改善をする必要のないものもあるわけ。公表しているものは措置したものについてだけという形になりますので、例えば改善に時間を2年要する場合は後づけで公表されるというような事例も出てきています。御理解いただきたいのは、公表しているのは改善したものだけですので、内容によっては時間もかかるということ。今回特殊なのは、以前の監査における過去何年分の措置状況について、もう一回どうなっけてるかという包括外部監査の指摘もあっけてということ、その対応で少し時系列的におかしくなるような状況が出てきてるということ。これをぜひ御理解いただきたいと思っけています。

○**當間盛夫委員** 包括外部監査が果たす役割は大きいと思っけています。そういう指摘事項が各部署にまたがっけていて、全くやらない部署に総務部の皆さんがどうするかという対応状況もあると思っけています。包括外部監査がやっけてたことだからということ、2年も3年もほっけてたらかしてその指摘事項がどうなっけてるか分からないということでは、困るわけ。何のために包括外部監査をやっけてるのかということになるので、その辺は総務部を中心にもう一度過去のも

のを洗い直して、措置が終わったものだけを公表するのではなく、指摘された部分がどうなっているか、その措置はまだ検討中などという項目をしっかりと持って、総務統括監を含めて整理したほうがいいのではないですか。

○砂川靖総務統括監 包括外部監査については、非常に効果があると理解しております。平成25年度に委託料関係の契約方法について問題がありましたが、それについては総務部が中心となってガイドラインをつくっていて、近々公表する予定になると思います。それから平成25年度は県の債権管理についての監査がありましたけれども、これについても真摯に受けとめ、総務が中心となって行政考査を行った上で県としての債権管理の方向性を定めようというような動きで今取り組んでいますので、ぜひその辺も御理解いただきたいと思います。

○當間盛夫委員 例えば、その年度に出された部分について、この項目をこういう形で措置しましたというものを別冊子で出したほうが、県民に対しても丁寧ではないかなと思います。公報に載っていますのでどうぞごらんになってくださいということではなく、我々は包括外部監査の意見書をもらうわけですから、その中で皆さんがどう措置したということを別紙で出すのは重要ではないかというように思いますので、これは指摘しておきます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第40号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第46号議案沖縄県公安委員会委員の任命についてについて審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の8ページをごらんください。

乙第46号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公安委員会委員1人が平成26年10月6日に辞職したことに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案しました天方徹氏は、弁護士として法曹界で活躍され、平成22年から2年間、沖縄弁護士会副会長を務めるなど、法律に関しすぐれた経験と知識を有しています。

その実績と手腕は高く評価され、公安委員会委員として適任であるので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

以上で、乙第46号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第46号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第46号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第47号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 議案説明資料の9ページをごらんください。

乙第47号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成27年4月4日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、都道府県知事が議会の同意を得て、任命することになっております。

御提案いたしました喜友名朝春氏は、人格が高潔であり、また、民間企業の取締役副会長及び県福祉保健部長を務めるなど、人材育成や青少年健全育成に取り組んだ実績があることから、教育委員会委員として適任であるので、議会

の同意を得て、任命したいと考えております。

以上で、乙第47号議案の説明を終わります。

よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第47号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第47号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休憩 午後0時7分

再開 午後1時32分

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び陳情平成26年第106号を除く総務部関係の請願平成26年第3号外1件及び陳情平成24年第84号外12件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び陳情平成26年第106号につきましては、企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑することとしております。

ただいまの請願及び陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 総務部関係の請願及び陳情案件につきまして、お手元にお配りしております総務企画委員会請願・陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

資料2枚目の請願・陳情一覧表をごらんください。

総務部関係は、請願が新規1件、継続1件、陳情が継続13件となっております。

請願及び陳情の継続14件につきましては、処理概要の変更はございませんので、説明を省略させていただき、新規の請願について御説明いたします。

2ページをごらんください。

請願第1号PTA車両における自動車税等の改善を求める請願につきまして、御説明いたします。

総務部関連は記の1に係る事項となっており、処理概要としましては、PTA所有の車両に係る自動車税及び自動車取得税については、私立学校所有の通学用バスの軽減措置との税負担の均衡の観点から、免除とする取扱いは困難であると考えております。

以上で、総務部所管の請願及び陳情について説明を終わります。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました

次に、請願第1号について、教育庁参事の説明を求めます。

運天政弘参事。

○運天政弘教育庁参事 それでは、総務企画委員会請願・陳情説明資料の2ページをごらんください。

請願第1号PTA車両における自動車税等の改善を求める請願の教育委員会の所管する事項の処理方針について御説明申し上げます。

教育委員会関連は、記の2及び3の事項となります。

それでは処理概要を御説明いたします。

県立高等学校においては、主に専門高校の職業実習等で使用する目的で67台の公用車を整備しているところであります。

PTAが所有する車両を、用途を指定し公用車として受け入れることについては、その使用目的や管理面などから困難であると考えております。

県教育委員会としましては、教育課程の中で必要な活動に係る管理運営費につきましては、引き続き学校と調整を行いつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で、教育委員会に係る請願の処理方針について、説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○山内末子委員長 教育庁参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情等番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** まず、今回新規で改めて請願第1号PTA車両における自動車税等の改善を求めるといものが出されています。その処理概要として、私立学校所有の通学用バスの軽減措置との税負担の均衡の観点から、免除とする取り扱いが困難であるということなのですが、皆さんは私立学校に対して通学用のバスなどへの助成として、そう大したことをやっていないわけですから、そういった税制面で軽減をしてあげて、この公立のPTAから要望されているものも一つの措置としてできるのではないですか。

○**佐次田薫税務課長** PTA車両の税の減免については、地方税法や国の通知等に基づいて県税条例で定めておりますが、PTA車両については地方税法などにおいて免除または軽減措置の規定がないところであります。私立学校所有の通学用に供されているバスについては、国の取り扱い通知に基づいて軽減措置を適用しているということで、減免という意味ではそういう規定がないということになっております。

○**當間盛夫委員** 私立学校の通学用バスなどといった部分は軽減されているということですが、どれぐらい軽減されているのですか。

○**佐次田薫税務課長** 約3分の1ほどに低減されております。

○**當間盛夫委員** 陳情で出されている自動車税及び自動車取得税などといった部分が、通学用バスに関して3分の1減免されているという認識でいいのですか。

○**佐次田薫税務課長** 自動車税において3分の1に減免されている状況でございます。

○**當間盛夫委員** 3分の1を減免しているのではなく、3分の1に減免をしているということですね。自動車取得税はそのまの形ですか。

○佐次田薫税務課長 自動車取得税については減免されておられません。

○當間盛夫委員 私立の通学バスに関しては自動車税だけは3分の1という形をとっていて、自動車取得税は減免をしていないという認識でいいわけですね。これは、県税上いろいろな県税条例になるのですが、できないという何かがあるのですか。

○佐次田薫税務課長 県税条例の減免や免除については、地方税法や国の取り扱い通知などの定めるところに基づいて限定的に運用しているところです。あとは全国的な状況なども踏まえまして、いろいろ考慮していくところはあるというところでございます。

○當間盛夫委員 私は、やろうと思ったらできるのか、それとも税務的に国からこういう形でやってはだめだというようなものがあるのかと聞いているのです。

○佐次田薫税務課長 県税条例ですので、条例で定めるという意味合いで言えばできないということではございませんが、これまでほとんどは地方税法の取り扱いや国の取り扱い通知に基づいて、減免を限定的に運用しているところでございます。

○當間盛夫委員 これはできないというわけではないですよ。

○平敷昭人総務部長 県税条例ですから県が定める話になるのですけれども、税務課長が申し上げているのは、県税を減免するものに関しては地方税法や国の取り扱い通知の部分だけに限定的にやっているという話であります。そして、私立学校の場合は一般通学の用に供されているバスに関して、免除ではなく本来の額から3分の1に減額にされているという状況であります。今、請願に上がっているものはPTAの車両についての免除という話がありまして、それについては私立学校でも3分の1の減免という話ですし、しかも専ら通学用という取り扱いですので、それとの均衡でPTA車両を免除という取り扱いは税務課として困難だということを今申し上げているということでもあります。

○當間盛夫委員 少しわからないのですが、公立学校のPTA車両というのはどういうことに使っているのですか。

○運天政弘教育庁参事 主に部活動の生徒を会場等に運ぶための、生徒の引率用ということで使っております。

○當間盛夫委員 これは、ほとんど学生の送迎で使っているという認識でいいわけですね。

○運天政弘教育庁参事 ほとんどそういうことです。

○當間盛夫委員 それからすると、私立学校は通学用というのがあるのですが、実際に公立学校のPTA車両に関しても部活やいろいろな意味で学校教育の中での子供たちの移動手段としての使い方になるわけですから、通学云々ということではなくても、こういう形についてももう少し柔軟性を持たれたほうがいいのではないかと思うのです。例えば、公立高校でもよく50周年などいろいろな形のものがあるのですが、ほとんどは期成会でマイクロバスを贈呈するのです。これにはもちろん維持費もかかります。維持費もかかりますが、これを見るとPTA会長がかわるたびにその自動車取得税がまたかかり、場合によってはPTA会長は1年交代ということもあるはずなのです。そういった面で、自動車取得税の支払いもしていくということになると、県の学校関係の維持などといった部分の支えとしてこういった軽減を県税条例でできるのであればやってあげたほうがいいと思うのですが、認識的にどうなのですか。

○佐次田薫税務課長 自動車取得税については自動車の取得に課せられる税でありまして、当然名義がかわるたびに新しい所有者に自動車取得税が課せられるものというふうになっております。平成25年度の実績で見たところ、PTA車両の変更に伴う税額負担というのは1台ということになっております。

○當間盛夫委員 全体的に自動車税、自動車取得税でどれぐらいの税負担になっているのですか。これは小学校からあるのか、中学校・高等学校だけの話なのか、件数的、数字的なものは持ち合わせていますか。把握していますか。

○運天政弘教育庁参事 申しわけありません。自動車取得税についてのデータは持ち合わせておりませんが、平成25年度における税は全体で720万円です。

○當間盛夫委員 自動車税だけで全体で720万円という数字はもう少し考慮し

てあげて、そのことをただ一遍に処理概要で困難であるということですが、困難というほどの数字ではないじゃないですか。

○平敷昭人総務部長 額的な話ではなく、私立学校のバスがそういう軽減という話で専ら通学用というものに限定されている中で、P T A車両というのは先ほど答弁があったように主に部活用や多様な使い方がなされているということなので、その利用実態をよく踏まえる必要があります。私立学校に通学する分に限定して国が減免の取り扱いを通知しているものと、逆に部活やそれ以外のP T Aのいろいろな活動などという多様なものをどう取り扱うかというのは、教育庁とも利用実態も踏まえて調整させていただく必要があると考えています。私どもとしては、そのP T A車両の利用実態も踏まえて教育委員会と意見交換をさせていただきたいと考えています。

○當間盛夫委員 しっかりと意見交換されてください。私立学校の管轄は総務部ですし、その私立学校にもP T Aがあるわけですから、車両自体が通学バス以外にどうあるのかということも含めながら調査をして、自動車取得税がどうなのかということも教育庁としっかりすり合わせていったほうがいいと思います。今、話を聞くと、公立学校のP T A車両はほとんど部活などで子供たちが使っているわけですから、P T Aの父母が使うということだったら別問題になるのですが、やはり部活も教育の一環というところもあるはずなので、そういった面はしっかりと踏まえて、県税条例で変えられるものであれば一金額的に、何億円もあるのであれば金額云々という形にもならないのですが、沖縄の新たな振興策の中で、私立学校、公立学校も含めて人材育成ということをやっているわけですので、こういった細かい部分もしっかりとやられたほうがいいと思っていますので、困難と言わずにしっかりと協議していくように頑張ってもらいたいということを指摘します。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 関連して請願第1号です。先ほど教育庁からP T Aが寄贈した車に関しては部活動が中心というお話がありましたけれども、特に夏期休業期間中の子供たちの補導・指導に夜中まで奮闘しているのもこのP T A車両なのです。それからもう一つは、この件に関しては県立高等学校が対象だから専門高校云々という話がありますけれども、今は沖縄県でも僻地地域においては

小学校、中学校の統廃合がどんどん進んでいるのです。統廃合が進むということは、子供たちが通う学校が大変遠距離になっていくという中において、PTA車両あるいは通学バス等の付加価値はどんどん高くなっていくと思います。ですから、そういった面でも総務部と県教育庁もしっかりと実態を把握して現状に見合うような体制づくりをやってほしい。単なる規律や条例だけで推し進めるのではなく、やはり特例でやってあげるべきところはしっかりと対応していただきたいと要望します。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 請願平成26年第3号、請願第1号について、PTA会長がかわるたびにというのがありますが、特定の団体や個人などに固定する方法はないのですか。

○運天政弘教育庁参事 いろいろなアイデアがあろうかと思いますが。実際に各学校で工夫はしているようなのですが、ただ、やはりPTAという団体のことでもありますので、なかなかそういう指導もできないところではあります。

○玉城義和委員 何の指導ですか。

○運天政弘教育庁参事 助言は少しずつやってはいますが、毎回かわるということに対して県から所有者を3年とか5年などの長いほうにという話はやりにくい面がございます。

○玉城義和委員 学校自体が所有をするということはできないのですか。

○運天政弘教育庁参事 そういうことは難しいと思います。

○玉城義和委員 なぜですか。

○運天政弘教育長参事 PTA車輛でもありますので、それを学校の備品等々として登録することは難しいということです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 私も関連して請願平成26年第3号、請願第1号についてですが、寄附採納制度というのはどういうものですか。

○金城聡人事課長 一般論ではありますけれども、公共団体が一定の物品の寄附を受ける行為については民法で贈与契約の一当事者として地方公共団体が契約を締結して、その物品の所有権を譲り受けるという仕組みだというふうに思います。

○高嶺善伸委員 所得税法に基づく寄附を仰いで、目的として取得したものを教育委員会なりの行政側に寄附することによって、寄附した方は所得税の寄附金控除を受けられる制度があるのですが、これはおわかりですか。

○佐次田薫税務課長 おっしゃるとおり、地方公共団体に寄附をした場合には税の控除を受けられるということです。

○高嶺善伸委員 大体、義務教育の学校では教育委員会に予算措置をお願いしてもなかなかすぐには予算措置ができないものですから、所得税控除の手続きをとって、不特定多数の方から1000万円、2000万円という寄附を仰いで、それによって取得した物品を教育委員会に寄附採納するのです。その寄附をした方は確定申告のときに自分の寄附した金額の寄附控除を受けるわけですが、これを教育委員会が受けないということになったら、大きな問題になるわけです。PTAなどが期成会等を結成して、寄附金を仰いで購入した車両等を教育委員会が寄附を受けないということはある得ないと思っているのですが、その辺の事例も含めた対応はどうですか。

○運天政弘教育庁参事 具体的な事例ということでございます。私どもは、県立学校における財産の寄附に関する取り扱い基準というものを平成4年に設けまして、県立学校における寄附の授与に対して統一的な取り扱いをやってございます。その中で何点か視点がございまして、特に今回のものについてかかわりがあるのが、県立学校の基本的な施設設備以外のものであることや寄附物件の受け入れ後において県費負担が著しく大きくならないものであることというふうな観点でやっております。なぜかと言いますと、現在PTA車両というのが約230台余り県立学校にございまして、その年間の維持費が約7000万円ほど

かかっております。P T A車両を県で受け入れますと、当然その維持費が7000万円程度かかってまいりますので、その辺がなかなか難しいというところが判断の根拠になっております。

○高嶺善伸委員 義務教育はどうですか。

○運天政弘教育庁参事 大変申しわけございません。ただ今そういうデータは持ち合わせておりません。

○高嶺善伸委員 地方自治法に基づく負担付きの寄附は受けられないことになっているので、それはよくわかります。ですから、法律上はできないという寄附金扱いであれば我々も理解できるのです。こういう基準の範囲のことで、これが負担付き寄附に当たるといっているのであれば我々もこれ以上できませんが、その基準を見直すことによって、自動車取得税控除の対象になった寄附金で購入した物品を教育委員会を通して特定の学校に寄附することが通常行われているものですから、だとしたら基準を見直して、こういう本来の税金で対応できない分を県民の協力をいただいて整備できるのであれば前向きな対応でもいいのではないかと思うのです。ですから、負担付き寄附に当たらない運用を義務教育の学校教育も申し合わせて、これを受け入れる方向で検討はできないのですか。

○識名敦教育支援課長 実は今、県立学校では公用車を整備しており、その公用車については教育課程内の使用で、例えば農林高校を中心に農場実習など実際授業に使用するという事で整備はしています。これは九州各県同様なのですけれども、部活のための生徒の送迎などというものについては県の公用車として保有していません。と言うのも、部活動自体の位置づけが教育課程外ということがございますので、その辺は受益者負担の観点から公用車としての保有はしていないということが現状であります。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から、今後、総務部が中心になって県民からの寄附採納を受け入れる基準の策定を検討するよう要望があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情平成25年第11号について、「国、県、市町村の一特に県の安定財源の確保等のためにその役割は重要だと考えております。」という処理方針なのですが、安定財源の確保のためにその役割が重要だということは必要だということですか。

○佐次田薫税務課長 そのとおりでございます。

○翁長政俊委員 ということになると、知事は消費税について賛成ですか、反対ですか。

○平敷昭人総務部長 知事公約の中で、消費経済に影響を及ぼす増税に反対するという文言があったと思いますが、これは昨年4月に消費税が5%から8%に上げられた後に、個人消費が押し下げられ全国的に景気回復がおくれているといった中で、消費経済に影響を及ぼすようなさらなる税率の引き上げはすべきでないという趣旨であったと聞いております。

○翁長政俊委員 知事が言っている公約は消費税を指しているのですか。消費経済に影響を与えるというものは、非常にファジーなのですけれども。

○平敷昭人総務部長 消費経済に影響を及ぼす増税という意味で、これは消費税とは必ずしも言っていないかもしれませんが、そのときに消費税の議論がされていたと思いますので、それを言っているかと思います。

○翁長政俊委員 ということになると、税は全て経済に何らかのインパクトを与えますので増税は全部反対ということですか。税は消費経済にはやはり全部だめです。税は低いほうがいいに決まっています。しかし、そういうファジーな捉え方をすると県民もわかりにくいし、私は消費税について反対だと理解をしています。知事は消費税について反対と言っているのではないですか。

○平敷昭人総務部長 その当時、5%から8%に上がり個人消費が落ち込んでいるという状況を踏まえて、そのときに消費税の増税が行われるのは反対だということだったと理解しています。

○翁長政俊委員 明確に答えていただきたいのですが、3%上がるときは反対だけれども5%のときは賛成だったということですか。要するに消費税そのものは反対ではないということですか。

○平敷昭人総務部長 そのときの経済状況で増税は反対だという趣旨だったと伺っております。

○翁長政俊委員 ですから私が今聞いているのは、要するにあなた方は安定財源の確保として消費税の役割は重要だという認識を持っているわけです。端的に言えば、重要だということは必要だということです。ですから、これが消費税について賛成なのか、賛成ではないのかと聞いたらその部分も答えないし、消費税が3%上がる分が反対なのだという部分論をやっているものですから、部分論ではなく根幹の消費税についてはどうなのかと聞いているわけです。

○平敷昭人総務部長 答弁で申し上げたとおり、消費税は重要な財源なのでやはり必要だと考えております。

○翁長政俊委員 知事もその認識ですか。

○平敷昭人総務部長 重要な財源と考えていることは、同じだと考えております。

○翁長政俊委員 知事は消費税については必要だという認識ですか。いわゆる取得については反対ではないということですか。

○平敷昭人総務部長 はい。そのように理解しております。

○翁長政俊委員 そこが明確になればいいのであって、消費税に反対しているかのように聞こえるものですから、私は知事の公約をまだきちんと精査していませんが、多分消費税に反対すると書かれていたのではないですか。消費税増税というのは一緒です。

○平敷昭人総務部長 消費経済に影響を及ぼす増税に反対という言葉なのですが、その趣旨が、全国的に景気回復がおくれている中で消費経済に影響

を及ぼすようなさらなる税率の引き上げはすべきではないということで、そのときの経済状況を踏まえてその時期の増税に反対したということだと伺っております。ですから、消費税自体を否定しているわけではないと伺っております。

○翁長政俊委員 そうであればよろしいのですけれども、知事を支持している団体は消費税に真っ向から反対して、政策協定か何かでもそのような取り決めをしているように私は理解しているものですから、知事の考えは知事の考えでわかりますが、県の考えと一緒にですか。

○平敷昭人総務部長 同一だと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

次回は、3月23日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子